

4 市政運営の原則

| | | | | | |
|---|---|---|--|---|--|
| <p>○三鷹市自治基本条例 平成 17 年 10 月 1 日条例第 17 号 改正 平成 19 年 3 月 12 日条例第 3 号</p> | <p>○多摩市自治基本条例 平成 16 年 3 月 31 日条例第 1 号 改正 平成 22 年 3 月 15 日条例第 4 号</p> | <p>○阪南市自治基本条例 平成 21 年 6 月 5 日条例第 21 号</p> | <p>○明石市自治基本条例 平成 22 年 3 月 26 日条例第 3 号</p> | <p>○流山市自治基本条例 平成 21 年 3 月 30 日条例第 1 号</p> | <p>○相生市市民参加条例 平成 16 年 3 月 24 日条例第 12 号</p> |
| <p>第 5 章 市政運営 (市の率先行動の基本原則) 第 12 条 市は、国が批准した国際規約等で確認されている人間の尊厳、自由、平等及び持続可能な発展を実現するため、市の役割と責任を明確にし、率先して行動するよう努めるものとする。 (行政サービス提供の基本原則) 第 23 条 市長等は、行政サービスに関する情報を分かりやすく市民に公表するとともに、公平かつ効率的で、質の高い行政サービスの提供を図り、市民満足度の向上に努めなければならない。 (基本構想及び基本計画の位置付け等) 第 13 条 市長等は、総合的、計画的な市政運営を行うため、市の最上位計画として市議会の議決を経て基本構想を定めるとともに、基本構想の実現を図るため、基本計画を策定するものとする。 2 基本構想及び基本計画に基づき策定する個別計画は、基本構想及び基本計画との整合及び連動が図られるようにしなければならない。</p> | <p>第 6 節 市の執行体制</p> | <p>第 10 章 総合計画 第 26 条 市は、第 4 条の基本理念にのっとり、議会の議決を経て、基本構想を定め、これに即して市政の運営を行わなければならない。 市長は、基本構想の実現のための基本計画を定め、これに基づく事業の効果及び達成度を評価し、これを公表しなければならない。 市長は、前項の評価に基づき、必要に応じて事業を見直さなければならない。</p> | <p>第 4 章 市政運営 (基本原則) 第 25 条 市長等は、次に掲げる事項を基本原則として、市政を運営するものとする。 (1) 参画と協働に基づくこと。 (2) 公正で透明であること。 (3) 効果的で効率的であること。 (4) 施策を計画的に実施し、実施結果について評価を行うこと。 (総合計画等) 第 26 条 市長は、市政を総合的かつ計画的に運営していくための基本となる計画（以下「総合計画」という。）を市民参画の下で定めなければならない。 2 市長は、市民と共にまちづくりを進めていくため、市民と共有できるまちづくりの目標を総合計画に定めるものとする。 3 市長は、総合計画に定めるまちづくりの目標を実現するため、具体的な施策・事業について個別の計画を定めるとともに、実行していくための計画を策定し、達成目標等をできる限り数値で示すものとする。 4 市長は、総合計画及び前項に規定する計画（以下「総合計画等」という。）に基づくまちづくりを推進していくため、適切な進行管理を行い、検証及び評価をし、必要に応じ見直しを行うものとする。</p> | <p>第 6 章 行政運営の原則 (総合計画) 第 22 条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、流山市の最上位計画として基本構想、基本計画及び実施計画を内容とする総合計画（以下「総合計画」という。）を策定します。 2 市長は総合計画における基本構想のほか、その直近の下位計画である基本計画についても、議会の議決を経なければならない。 3 市長は、社会経済情勢等が大きく変化し、総合計画の内容との間にかい離が生じたときは、これを見直すものとします。 4 市が行う政策は、総合計画に根拠を置かなければなりません。</p> | |

| | | | | | |
|--|--|--|--|---|--|
| <p>(自治体経営)</p> <p>第24条 市長等は、事業の実施に当たり、最少の経費で最大の効果を上げるよう努め、地域における資源を最大限に活用した事業の戦略的な展開を図るとともに、市民満足度の向上及び成果重視の観点を踏まえた自治体経営を推進しなければならない。</p> <p>2 市長は、健全な財政運営に努めるとともに、市の財政、財務等に関する資料を作成して公表することにより、市の経営状況を的確かつ分かりやすく市民に伝えなければならない。</p> <p>3 市長は、他の執行機関と連携を図りながら、各種の行政サービスを受ける市民間の負担の適正化及び社会資本整備等における世代間の負担の公平化が図られるよう、適切な財政政策を進めなければならない。</p> <p>(政策法務)</p> <p>第22条 市は、市民のニーズや市の行政課題に対応した主体的な政策活動を推進するため、自治立法権と自治解積権を活用した積極的な法務行政を推進しなければならない。</p> <p>2 市は、この条例並びに第13条第1項に規定する基本構想及び基本計画</p> | | | <p>5 予算編成等の財政運営、評価、行政改革、組織編成等は、総合計画等と調整を図りながら行われなければならない。</p> <p>(財政)</p> <p>第27条 市長は、総合計画等に基づき、又は事業等の評価を踏まえ、計画的な財政運営を行い、予算を編成しなければならない。</p> <p>2 市長は、財源の確保及び効果的で効率的な経費支出に配慮することにより、健全で持続可能な財政運営に努めなければならない。</p> <p>3 市長は、市全体の財政情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。</p> <p>(政策法務)</p> <p>第28条 市長等は、地域の実情にあった質の高い行政を行うために、職員の法務に関する能力を高めるなど、法務の体制を充実しなければならない。</p> <p>2 市長等は、積極的に政策づくりを推進するため、自治立法権等を有効に活用していかななければならない。</p> | <p>(財政運営)</p> <p>第23条 市長は、財政の状況を総合的に把握し、分析を行い、もって明確な方針のもとに市民サービスの質を維持し、向上させるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる健全な財政運営を行います。</p> <p>2 市長は、財政状況及び財産の保有状況につき出資団体を含む連結決算を行い、財政情報を作成しなければなりません。</p> <p>3 市長は、財政運営における目標値を定め、自立的な財政基盤の強化に努めるとともに、中長期の財政計画を策定しなければなりません。</p> <p>4 市長は、財政運営の透明性を確保するとともに、第2項の財政情報及び前項の中長期の財政計画を市民に分かりやすく公表しなければなりません。</p> <p>5 市長は、歳入における市税の2割を超える地方債を発行する事業を実施する場合は、市民投票などの多様な方法によって必ず市民に意見を求め、その結果を尊重しなければなりません。</p> <p>6 市長は、財政運営の健全化、公開性及び効率性を推進する制度を構築します。</p> <p>(法令の活用による政策実現)</p> <p>第25条 市は、行政運営上の課題や市民等の要望に対応するため、法令等を主体性をもって解釈するとともに、自治立法権を積極的に行使することその他多様な方法によって、政策の実現に努めなければなりません。</p> | |
|--|--|--|--|---|--|

4 市政運営の原則

| | | | | | |
|--|---|--|---|---|--|
| <p>の目的を達成するため、分野別の基本条例、総合条例等を整備するものとする。</p> <p>(行政評価)</p> <p>第25条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、適切な目標設定に基づく行政評価を実施し、評価結果を施策等に速やかに反映させるよう努めるとともに、行政評価に関する情報を分かりやすく市民に公表するものとする。</p> <p>(監査)</p> <p>第26条 監査委員は、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査並びに市の事務の執行の監査をするに当たっては、事務事業の適法性及び妥当性のほか、経済性、効率性及び有効性の評価等を踏まえて行うものとする。</p> <p>(職員及び組織)</p> <p>第20条 市は、広く人材を求め、公正かつ有能な職員の任用に努めるとともに、適材適所の人事配置、効果的な人材育成並びに適切な人事評価及び処遇を行うことにより、職員及び組織の能力が最大限に発揮されるよう努めなければならない。</p> <p>2 職員は、その職責が市民の信託に由来し、市民全体の奉仕者であることを自覚し、法令、条例等及び任命権者の指示に従い、誠実、公正かつ能率的に</p> | <p>(市の組織体制)</p> <p>第16条 市の執行機関は、総合計画、条例、予算その他市議会の議決に基づく施策及び事業並びに法令等に定められた事務について、公正かつ迅速に執行できる組織体制を整備しなければならない。</p> <p>2 市の執行機関は、まちづくりに必要な能力を有する職員を育成しなければならない。</p> <p>3 市の執行機関の職員は、市民の信頼に応え、この条例の趣旨に則して職務</p> | | <p>(評価)</p> <p>第29条 市長等は、実施する事業等について、市民参画の下、検証及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p> <p>2 市長等は、前項の評価の結果を、総合計画等、財政運営、予算編成、組織編成又は個別の事業等に反映させるよう努めなければならない。</p> <p>3 評価に関し必要な事項については、別に条例で定める。</p> <p>(行政改革)</p> <p>第30条 市長等は、積極的に市民活力を活用しながら、持続可能な行財政体質を構築しなければならない。</p> <p>2 市長等は、質の高い、効果的で効率的な市民サービスを行うため、行政改革の推進に取り組まなければならない。</p> <p>(組織)</p> <p>第31条 市長等は、市民に分かりやすく、簡素で機能的な組織を編成しなければならない。</p> <p>2 市長等は、市民サービスができるだけ市民に身近なところで処理されるよう組織の整備、充実を図るとともに、社会情勢又は市民ニーズの変化に的確に対応し、常に組織の見直しを図らなければならない。</p> | <p>(行政評価)</p> <p>第24条 市は、効果的かつ効率的に行政を運営するため、政策、施策及び事業のすべてについて行政評価を実施しなければならない。</p> <p>2 市は、前項の行政評価の結果に基づき政策、施策及び事業を見直すとともに、これを総合計画の進行管理及び見直し並びに予算の編成に反映させなければならない。</p> <p>3 市は、第1項の行政評価を行うときは、市民等の参加による方法を用いるよう努めるとともに、その行政評価の結果を市民等に分かりやすく公表しなければならない。</p> <p>(行政組織及び職員の能力開発等)</p> <p>第26条 市は、行政運営上の課題や市民等の要望の変化に迅速に対応できるよう行政組織を整備しなければならない。</p> <p>2 市は、総合的な視点から定員適正化計画を策定しなければならない。</p> <p>3 市は、職員の能力と意欲を高め、政策形成能力を向上させるため、人事評価、人事交流及び職員研修の制度の充実に努めなければならない。</p> | |
|--|---|--|---|---|--|

4 市政運営の原則

| | | | | | |
|--|-----------------------|--|---|---|--|
| <p>職務を行うとともに、創意をもって自治の充実に努めなければならない。</p> <p>3 市の組織は、市民に分かりやすく、効率的かつ機能的なものであるとともに、社会経済情勢の変化及び市民のニーズに的確に対応するよう編成されなければならない。</p> <p>(要望、苦情等への対応)</p> <p>第18条 市長等は、市政に関する市民の要望、苦情等に誠実、迅速かつ的確に対応するとともに、その結果について速やかに市民に回答しなければならない。</p> <p>2 市長等は、市民から苦情として寄せられた事案について、その原因を追求し、再発防止、未然防止等の適正な対応に努めなければならない。</p> <p>3 市長等は、毎年度、市民の要望、苦情等への対応状況について年次報告を取りまとめ、これを公表する。</p> <p>(オンブズマン)</p> <p>第19条 市長は、市民の市政に関する苦情を公正かつ中立な立場で迅速に処理することにより、市民の権利利益を擁護し、市政に対する市民の信頼性を高め、公正かつ透明な市政の推進を図るため、三鷹市総合オンブズマン（以下「オンブズマン」という。）を設置する。</p> <p>2 オンブズマンは、市民の申立てに係る苦情又は自己の発意に基づき取り</p> | <p>を遂行しなければなりません。</p> | | <p>(行政手続)</p> <p>第32条 市長等は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより、行政手続を適正に行わなければならない。</p> <p>(要望、苦情等への対応)</p> <p>第33条 市長等は、市民の市政に対する要望、苦情等に対して誠実かつ迅速に対応し、その内容を施策又は事業の改善に反映するよう努めるとともに、当該要望、苦情等に対する検討結果及びその理由を公表しなければならない。</p> <p>(行政オンブズマン)</p> <p>第34条 市長は、市政に関する市民の権利利益の侵害を救済する制度として、別に条例で定めるところにより、行政オンブズマンを設置する。</p> | <p>第8章 公正と信頼の確保</p> <p>(行政手続)</p> <p>第32条 市は、市民等の権利利益を保護するため、処分、行政指導及び届出に関する手続を定め、透明で公正かつ公平な行政手続を確保しなければならない。</p> <p>第8章 公正と信頼の確保</p> <p>(苦情等への対応)</p> <p>第33条 市は、行政の運営に関する苦情等を公正に、かつ、その苦情等について関係のある者との間においては中立な立場で、迅速に処理しなければならない。</p> <p>2 市は、行政の運営に関する苦情等に対しては、市民等の権利利益を擁護し、公正かつ迅速な処理を図るため、適正な体制整備に努めます。</p> | |
|--|-----------------------|--|---|---|--|

4 市政運営の原則

上げた事案について、市長等に対して意見を述べ、若しくは是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は苦情等の原因が制度そのものに起因するときは当該制度の改善に関する提言を行うことができる。

3 市長等は、オンブズマンの職務の遂行に関しその独立性を尊重し、積極的な協力援助を行うとともに、オンブズマンから勧告又は提言を受けたときは、これを尊重し、誠実かつ適切に処理しなければならない。

(適法・公正な市政運営)

第21条 市政運営に携わる者は、市政に違法又は不当な事実があった場合は、これを放置し、又は隠してはならず、組織の自浄作用により市政の透明性を高め、市政を常に適法かつ公正なものにしなければならない。

(危機管理)

第28条 市は、緊急時に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保及び向上に努めるとともに、総合的かつ機動的な危機管理の体制を強化するため、市民、事業者等、関係機関との

(法令遵守及び公益通報)

第35条 市長等又は職員は、法令を誠実に遵守しなければならない。

- 職員は、公正な職務の執行を妨げるような違法又は不当な事実があると思ったときは、通報するものとする。
- 前項に規定する公益通報等に関する処理その他必要な事項については、別に条例で定める。

(危機管理)

第36条 市長等は、市民の安全と安心を確保するため、適切なリスク管理（危険を予測し、その対策を講ずることをいう。）を行うほか、緊急事態に適切に対処できる体制の充実及び強

第8章 公正と信頼の確保

(倫理)

- 第34条** 市長及び議会は、政治倫理に関する原則及び制度を定め、政治倫理の確立と公務に対する市民等の信頼の確保を図らなければなりません。
- 市長は、公務員倫理に関する原則及び制度を定め、公務に対する市民等の信頼の確保を図らなければなりません。

(内部通報)

- 第35条** 職員は、適法かつ公正な市の行政執行を妨げ、市政に対する市民等の信頼を損なうような行為のあることを知ったときは、速やかにその事実を内部通報に関する機関に通報しなければならない。
- 市及び議会は、前項の規定による通報を行った者に対し、それを理由として不利益な取扱いをしてはなりません。

(危機管理体制の確立)

第27条 市は、市民の身体、生命、財産及び暮らしの安全を確保するとともに、緊急時に、総合的かつ機動的な活動が図られるよう危機管理体制の確立に努めなければなりません。

4 市政運営の原則

| | | | | | |
|---|--|--|---|---|--|
| <p>協力、連携及び相互支援を図らなければならない。</p> <p>(出資団体等)</p> <p>第27条 市長等は、市の出資団体に対して、適切な情報公開及び個人情報の保護が行われるとともに、市の出資した目的が効果的かつ効率的に達成できるよう、必要な支援及び要請を行うことができる。</p> <p>2 市長等は、他の団体に出資又は業務の委託を行う場合は、必要な範囲で、当該団体の業務及び財務に関する情報の開示を求めることができる。</p> <p>3 市長等は、補助金の交付を行った団体等による公共的なサービスの提供に関する市民の苦情を受けた場合は、当該団体等の協力を得て、その苦情の内容を調査し、必要と認めるときは、当該団体等に対して意見、助言等を述べることができる。</p> | | | <p>化を図らなければならない。</p> <p>2 市長等は、市民、関係機関並びに国及び他の地方公共団体と相互に連携、協力しながら、市民の安全と安心の推進に取り組まなければならない。</p> | <p>2 市は、前項の目的を達成するため、広域的な視点から近隣市や姉妹都市等との連携を図らなければなりません。</p> | |
|---|--|--|---|---|--|